

田原本町外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務仕様書

本仕様書は、田原本町（以下、甲という）における外国語指導助手（以下「ＡＬＴ」という。）にかかる派遣業務の内容及び履行方法等の細則について定めることを目的とする。

1. 業務の趣旨

本業務について甲が外国語指導助手派遣業務を民間事業者（以下、「乙」という。）に派遣を依頼し、効率的かつ効果的な運用を通じて、小学校における外国語教育の一層の充実を図る。

契約形態は、小学校現場から直接ＡＬＴに指揮命令ができ、円滑なコミュニケーションに基づく授業を可能とする労働者派遣契約とする。

2. 業務内容

（１）乙の行う業務

①ＡＬＴの派遣

②上記①の業務を円滑に履行するために必要な業務

- ア 甲におけるＡＬＴ派遣業務を担当する責任者の配置
- イ 田原本町教育委員会（以下「教育委員会」という。）、各小学校、ＡＬＴとの連絡調整
- ウ ＡＬＴの業務遂行状況の把握及び評価
- エ ＡＬＴから業務に関する苦情の申し出の聞き取り、また、ＡＬＴに係る教育委員会及び小学校からの要望や苦情等に対する対応及び必要な措置
- オ 上記イ）、ウ）及びエ）について教育委員会に状況あるいは結果の報告
- カ ＡＬＴに対する学習指導要領に基づく指導カリキュラム等への理解、その他業務遂行に必要な研修の実施
- キ ＡＬＴの勤務管理及び欠勤、遅刻等がある場合の教育委員会及び小学校への事前報告
- ク ＡＬＴが小学校の指揮命令に忠実に従い、小学校の規律、施設管理上の規則等を遵守するための適切な指導
- ケ ＡＬＴに対する教授技術、指導方法等の助言及び教材作成等に関する支援
- コ 派遣業務を履行する小学校所在地、通勤方法等、派遣開始前のＡＬＴへの確認
- サ ＡＬＴの在留資格取得、税金、保険等、生活面等のサポート及び管理
- シ 労働者派遣法により派遣元に義務付けられている諸手続き
- ス 教育委員会がＡＬＴに依頼する研究会、会議、会合等への協力

（２）ＡＬＴの行う業務

①英語指導業務

- ア 国際理解教育、外国語活動及び外国語科の授業におけるウォーミングアップ、プレゼンテーション、ドリル、プラクティス、プロダクション、アセスメントの実施
- イ 担当教員等との英語会話の実演
- ウ 異文化理解、異文化間コミュニケーションにかかるレクチャーの実施
- エ スピーチコンテストにおける判定、助言、指導
- オ 小学校でのクラブ活動や小学校行事等における児童との交流、英語指導
- カ 甲の主催する文化祭、体育祭等、諸行事における児童との交流、英語指導
- キ 放送テスト等音声教材作成の支援

ク) 翻訳及び通訳の支援

② 国際理解教育、外国語教育に関する支援

ア) 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等に関する情報提供、企画提案

イ) 甲の教職員に対する有効な教授法、指導案作成に関する支援及び情報提供

③ 国際理解教育、外国語教育にかかる授業内容の企画、提案及び実践

④ 町立幼稚園、町立認定こども園等における国際交流活動への協力（年に数回程度）

⑤ 上記「2. ①②③④」に付随又は関連する業務

3. 配置人数

配置人数は2名とする。

4. 配置場所

業務の実施場所は、下表の通りとする。

実施場所	住 所
田原本町役場	田原本町 890 番地の 1（田原本駅から徒歩 10 分、800m）
北幼稚園	田原本町大字鍵 161 番地（石見駅から徒歩 24 分、1.7km）
認定こども園田原本幼稚園	田原本町 381 番地の 2（田原本駅から徒歩 5 分、350m）
南幼稚園	田原本町大字千代 299 番地（笠縫駅から徒歩 6 分、450m）
認定こども園平野幼稚園	田原本町大字平野 59 番地の 1（田原本駅から徒歩 25 分）
東小学校	田原本町大字大木 1 番地の 1（田原本駅から徒歩 39 分、2.8km）
北小学校	田原本町大字鍵 155 番地（石見駅から徒歩 24 分、1.7km）
田原本小学校	田原本町大字新町 48 番地（田原本駅から徒歩 8 分、550m）
南小学校	田原本町大字千代 306 番地（笠縫駅から徒歩 6 分、450m）
平野小学校	田原本町大字平野 62 番地の 3（田原本駅から徒歩 25 分、1.8km）

5. 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

6. 配置日時

①配置日は月曜日から金曜日とし、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、学校の長期休業中、休園・休校日、及び甲が指定する日は配置しないものとする。但し、配置場所における行事等の都合上これらの日に A L T の就業を要する場合はこの限りではない。

配置時間は、午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分の間として、週 35 時間以内とする。

また、A L T 2 名のうち、1 名は年間 190 日前後、他の 1 名は年間 110 日前後の配置とする。

②上記「6. ①」の詳細は、甲乙協議・合意の上、別途定めるものとする。

7. A L T の要件

①英語を母語とする者又は英語を公用語とする国の出身者で、英語圏（欧米）諸国における英語の発音・イントネーションで指導できること。

②大学以上の教育機関を卒業した者又は在外大学の在學生で適正な方法により日本に招聘された者。

③定期的に健康診断を受け、心身ともに健康であり、業務機関を通して勤務できること。

④日本の公立小中学校において、英語指導経験がある者。

⑤タブレットを使って授業できること。

- ⑥派遣業務を履行するにあたり所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有する者。
- ⑦派遣元の研修等を十分な期間受講し、派遣業務の履行に必要な水準の教授技術を有する者。
- ⑧日本における学校教育に関心があり、授業以外の諸活動及び外国語教育に理解と意欲がある者。
- ⑨犯罪による刑罰などの執行猶予期間中ではないこと。また、過去に拘禁刑以上の刑に処されたことがないこと。
- ⑩基本的な日本語会話が可能で、教職員と打ち合わせ等に必要なコミュニケーションがとれること。
- ⑪通勤及び各勤務校への移動が自分で行える者。
- ⑫法令を遵守し、日本の生活や文化・慣習等を理解しようと努め、進んで協調しようとする者。
- ⑬営利につながる行為をしない者。また、布教活動、政治活動を行わない者。

8. 守秘義務

乙（派遣されるALTを含む）は、業務履行にあたって業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。業務期間が終了した後も同様とする。

9. 業務実施体制の整備

乙は、派遣業務を円滑に進めるため、次の事項を厳守する。

- （1）ALTに支障が生じ、臨時に変更する場合には、直ちにその旨を甲に報告し、代替ALTの氏名を甲へ通知の上業務を実施すること。
- （2）乙の都合により、上記9.（1）による代替ALTを配置できなかった場合、乙は未配置分の業務を学校と調整の上、契約期間中の他の日に配置すること。

10. ALTの交替

ALTに不適切な業務遂行がある場合や、法令・条例等違反を行った場合、児童・教職員・教育委員会との関係が円滑にいかない場合等には、適宜指導を行い、状況改善を図るものとする。指導を加えても改善の見込みがない場合は、甲と乙で協議の上、交替させるものとする。その際の経費は、乙の負担とする。

11. その他

- （1）甲及び乙は、労働者派遣法の趣旨に従い、各々に課せられた労働法令上の責任を負うものとし、適切な教育指導と業務命令を行う。
- （2）ALTに交通事故等の問題が発生した場合、乙がその対応を行う。ただし、その発生が甲の責に帰する場合はその限りではない。
- （3）乙またはALTの責に帰す理由により甲、小学校又は第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において賠償すること。
- （4）契約金額にはALTの通勤に係る交通費及び担当する小学校間の移動に係る交通費、ならびに管理費・諸経費等すべて含むこと。なお、業務遂行に係る教科書、テキスト、教材、消耗品等については派遣元の費用によりこれを賄うこと。
- （5）その他、労働者派遣基本契約書またはこの仕様書に記載のない事項については、甲と乙が協議・合意の上、決定するものとする。